

平成23年度 事業推進概要

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

暴力団等のいない安全で明るく住みよい社会の実現には、社会のあらゆる分野の民間活力を結集し、暴力団等の社会的・経済的基盤を切り崩していく必要があります。京都府暴力団排除条例が平成23年4月1日施行され、暴力団等反社会的勢力の弱体化が期待されていますが、暴力団等は、巧にその姿を変えながら社会に溶け込み、活発な資金源活動により組織の延命を図っています。公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターは、設立以来、府民、事業所の皆さんと協力して、暴力団等反社会的勢力の社会からの排除、弱体化に取り組んできましたが、安全で明るく住みよい社会の実現には未だ至っておりません。暴力団等の反社会的勢力は、条例施行後も社名を変え、役員を変更するなど組織を隠蔽して生き残りをかけながらも、本来の暴力性は失わず、国民にけん銃を向けるなどますます府民に対して不安と恐怖を与えています。このような、現状を厳しく受け止め関係機関、団体等の連携強化を図り、不当要求防止講習、暴力相談等の充実に努め事業活動である広報、支援活動等各機能を十分に発揮し、府民の皆様からの信頼が、更に高まる暴追センターになるよう平成23年度事業計画に基づき取り組んできました。

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

- 「京都府民だより」に登載
- 犯罪被害者支援リーフレット等に登載
- 「暴追センター会報」の作成 (1,000部)
- パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出
- 京都市営地下鉄に電照看板の設置 (7ヶ所 1年契約)
「京都駅・北大路駅・丸太町駅・五条駅・山科駅・醍醐駅・くいな橋駅」
- マスコミ媒体を活用した新聞掲載等
 - ・ 産経新聞「近畿の警察官表彰」記事に伴う暴力追放広報
 - ・ 毎日新聞「盲導犬を贈ろう」記事に伴う暴力追放広報
 - ・ 産経新聞「チャリティーキャンペーン」記事に伴う暴力追放広報
 - ・ 産経新聞広告「くらしの歳時記」掲載に伴う暴力追放広報
- 暴力団排除条例施行に伴い、冊子「暴力団の介入を防止するため
(暴力排除条項活用のおすすめ)」の配布 (1,000部)
- 暴力団追放3ない運動カード作成配布 (10,000部)
- 各事業所に「暴力追放看板」配分 (9台)
- 責任者講習受講者用配付資料 (パンフレット等)
 - ・ 不当要求防止責任者教本 (1,500部)
 - ・ 公務員対象冊子「行政対象暴力の現状と対策」 (1,000部)
 - ・ 企業対象冊子「企業対象暴力の現状と対策」 (1,500部)
 - ・ 一般対象冊子「暴力団情勢と対策」 (1,800部)
 - ・ 共通一般パンフレット「民暴相談のしおり」 (1,500部)
- ビデオテープ等
 - ・ 不当要求の手口と対応 (迷惑電話&クレーム編) DVD 3巻
 - ・ 断絶 (企業の取引から反社会的勢力を排除) DVD 2巻
 - ・ それでええんか! 撃退法 DVD 3巻
- ポスターの作成配布
 - ・ 暴追標語入2012年カレンダー (1,000部)
 - ・ 暴追標語ポスター (500部)
- 広報用「暴排条例キャンペーン」の暴排コースターの配布 (10,000個)
- その他
 - ・ 不当要求防止責任者選任事業所門標 (プレート) (1,000部)

(2) 行政機関、団体等の発行する広報誌紙等への掲載依頼

京都府発行の「府民だより」・各市町村発行の広報紙、犯罪被害者支援リーフレット等への機関誌などの機会を捉えて、「府民大会の開催」「よろず相談（舞鶴）」など事業内容の掲載を依頼し、センター事業の普及宣伝に努めた。

(3) 暴排資料の配布等

暴排条例施行に伴う各種「横断幕・垂れ幕」の作成、暴排ビデオ・タスキの貸出しやパンフレット・チラシ・暴排グッズ（ウェットティッシュ・コースター）等を地域・職域研修会及び各種会合等において、配布するなど広報啓発活動に努めた。

(4) 京都府暴力団排除条例施行イベント開催

4月1日、「暴力団排除条例」施行に伴い、JA京都駅前において京都府警察が催すイベントに参加し、条例パンフレット・グッズ等配布するなど広報啓発に努めた。

(5) 「みんなの力で暴力・違法銃器追放」京都府民大会の開催

10月14日、「京都テルサホール」において、府内の市町村・各暴力追放対策協議会メンバー・企業及び暴力団排除活動に熱意のある一般市民等約850名の参加を得て、第1部の式典「表彰・大会宣言等」と第2部のものまね界のパイオニア「コロッケ氏」による「ものまね&トーク」の講演を催した。

(6) 各地域・職域「暴力追放大会」等への参加と支援活動

地域・職域及び自治体の暴追大会、総会、研修会等は専務理事、事務局次長が可能な限り積極的に参加し、京都府警察本部組織犯罪対策第一課と連携のもと暴力排除講演・資料の提供等の支援を行うとともに暴排意識の高揚に努めた。

(7) 主要な行事等参加支援状況

- 第34回京都地区企業防衛対策協議会総会 (4月)
- 京都府建設業協会総会 (5月)
- 京都府銀行警察連絡協議会 (6月)
- 亀岡市暴力追放対策部会 (6月)
- 西京暴力追放対策協議会総会 (6月)
- 第33回少年を明るく育てる京都大会 (7月)
- 京都府自動車販売店暴力対策協議会総会 (8月)
- 京都府銀行警察連絡協議会 (8月)
- 京都府生命保険警察連絡協議会 (8月)

- 京都府証券警察連絡協議会総会 (9月)
- 京都府建設業暴力追放協議会 (9月)
- 祇園町南側暴排会議 (10月)
- 京都府行政書士会暴力排除対策協議会 (1月)
- 不動産取引暴力団等排除連絡協議会設立総会 (2月)
- 京都府銀行警察連絡協議会 (3月)
- 京都市生活保護暴力団排除対策協議会 (3月)
- 京都仏教連合会総会 (3月)

2 組織活動の支援

(1) 大会、総会、研修会等を通じた支援

全国暴力追放運動中央大会（11月）に参加した他、地域・職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事・事務局次席が積極的に参加し暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

また、各業界に対して「暴力団の介入を防止するため（暴排条項）」の冊子、行政対象暴力に関するアンケート調査の冊子を組織支援活動の一環として関係各社に配布した。

(2) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等をも身につける絶好の機会であることから、受講者と関連があり理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(3) 京都府暴力追放功労表彰（10月14日京都テルサホール於）

○ 京都府暴力追放功労表彰

「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」において、地域、職域で、暴排活動を積極的に推進し、多大な功労があった。

ア 個人

社団法人京都電業協会暴力対策協議会前会長 佐伯希彦氏

イ 感謝状

① 〈公財〉京都府暴力追放運動推進センター初代理事長

柏原康夫氏

② 〈公財〉京都府暴力追放運動推進センター前専務理事兼事務局長

井手輝喜氏

に、京都府暴力追放運動推進センター会長（京都府知事）からの表彰状が授与された。

○ 近畿ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会表彰

近畿地区において特に功労があり、その活動の模範となる団体及び個人に贈られる表彰であり、

ア 3団体

- ① 京都信用保証協会
- ② 西京暴力追放推進協議会
- ③ 乙訓郡地域暴力追放推進協議会

イ 1個人

村雲宣照 氏（京田辺・綴喜暴力追放協議会会長）

に近畿管区警察局長と近畿ブロック暴力追放運動推進センター会長である大阪府知事の連名表彰状が授与された。

○ 全国暴力追放功労表彰

「23年度全国暴力追放運動中央大会」において、多年にわたって暴排活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に功労のあった

個人

成瀬日出夫 氏（上京地域暴力対策協議会会長）

職員

中西敏彦 氏（京都府暴力追放運動推進センター）

に警察庁長官と全国暴力追放運動推進センター会長連名による表彰状が授与された。

(4) 賛助会員（団体）に対する支援

賛助会員に対して、インターネットメール及びファックスによる情報提供（センターだより等）及びセンター会報、暴排グッズ（暴排コースター）を配布し啓蒙・啓発に努めた。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

○ 常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設（午前9時～午後5時まで）している。

○ インターネット上に当センターホームページ（H20年開設）及びモバイルサイト運用（H21年開設）による支援。

(2) 相談活動状況

	相談受理状況 508件 (前年同期対比 -102件)	
相談方法	電話	293件 (+37)
	面接	176件 (+34)
	インターネット等	39件 (-173)
対象別件数	暴力団員	42件 (-20)
	右翼標榜者	14件 (+9)
	不明	452件 (-91)
相談内容	暴力的不当要求行為	32件 約6.3%
	刑法等の罪に関するもの	10件 約2.0%
	暴力団事務所関係	1件 約0.2%
	離脱・加入強要等	7件 約1.4%
	責任者講習	0件 約0.0%
	その他	458件 約90.1%

注： 前年度は、京都府暴力団排除条例制定に伴い、京都府・京都市の公共工事入札に関し、不当要求防止責任者講習受講業者に対して各付け点数（10点加算）の導入をされることになったことから当センターへの講習に関する相談（前年192件）が急増したものの。

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報誌紙及びセンター発行の暴力相談チラシ（3種）を配布し広報に努めた。

4 少年対策事業

(1) 支援活動

7月3日、円山公園で開催の「第33回少年を明るく育てる京都大会」主催（京都府少年補導連絡協議会）に協賛支援した。

(2) 地域における大会・研修会

講習・研修会・総会等において暴力団排除と少年の暴力団への加入阻止について講演・挨拶を行った。

5 受託事業

平成23年度4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成23年度	平成22年度	前年同期対比
実施回数	78回	66回	+12回
受講人員	5,670人	4,864人	+806人

(2) 講習種別と実施回数等

種 別	回数 (前年同期対比)	受講人員 (前年同期対比)
選任時講習	57回 (+19)	4,571人 (+2151)
定期講習	21回 (+5)	1,099人 (+467)
臨時講習	0回 (-12)	0人 (-1,812)
計	78回 (+12)	5,670人 (+806)
センター 発足後	840回	47,888人

注： 前年度は、暴力団排除条例制定に伴い、京都府・京都市の公共工事入札に際し不当要求防止責任者講習受講業者に対して各付けの点数（10点加算）導入に伴い、府・市からの建設業者の講習依頼要請を受け、臨時講習12回を行ったものである。

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他	計
850人 (+274)	103人 (+20)	182人 (-78)	4,625人 (+680)	5,760人 (+896)

凡例 () は、前年対比

※ その他は、建設業等（建設・土木・電気業等）、小売業、飲食業、行政書士、保護司等

(4) 使用教材等

- 不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)
- 講習用資料パンフレット等

- ・ 民暴相談しおり
- ・ 暴力団情勢と対策
- 暴排ビデオ等の効果的活用
「シャットアウト」、「社会 VS 暴力団～暴力団、社会から孤立へ～」
「断絶」
- 受講修了書等の交付（配布）
 - ・ 受講修了書（選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書）
 - ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

6 救済事業

(1) 見舞金等支給状況

種 別	件数	内 容
保護活動支援金の支給	1 件	○ 26才男性は、建設工として会社の寮に住み込みで稼働していたが、暴力団組員を使つてのタコ部屋同然であることから寮を抜けだし、弁護士先生の助けをかりて警察の保護を求めてきたもので、事件捜査と連動した保護の必要から7万円支給した。 (7月)
離脱・就労支援金の支給	1 件	○ 49才男性は、家族のため組組織から離脱を決意、警察介入により離脱したものの元暴力団員であることから仕事に就けず、職安のアドバイスにより専門学校に通うなど真剣に職探しをしているが、経済的にも窮していることから就労支援金3万円支給した。 (12月)
見舞金の支給	1 件	○ 44才男性は、暴力団からの借金の返済を断ったことから暴行・傷害を受け、被害届を提出し警察に保護を求めたことから7万円支給した。 － 被疑者4名検挙－ (4月)

(2) 見舞金等支給状況

暴力被害者救済基金への支援

藤武事件などの訴訟支援を受けた「暴力団被害者救済基金」へ10万円

を支援した。

7 研修活動

(1) 暴力追放相談委員研修会

7月27日、東京・ルポール麹町において全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放相談委員研修会」に参加した。

(2) 近畿ブロック暴力追放推進センター連絡協議会（近畿管区警察局於）に参加し意見交換等研修を行った。

(3) 他府県暴力追放大会等への参加

○ 近畿府県実施の暴力追放大会

- ・ 大阪府 11月7日 第20回暴力追放府民大会
(大阪国際文化交流センター於)
- ・ 兵庫県 11月9日 第20回暴力追放兵庫県民大会
(神戸文化ホール於)

○ 全国暴力追放大会

- ・ 東京都 11月29日 平成23年度全国暴力追放運動中央大会
(明治会館)
- ・ 広島県 11月4日 暴力追放広島県民大会（県立会議設立25周年記念大会）
(広島国際会議場)

○ 民事介入暴力対策大会

- 11月4日 第75回民事介入暴力対策広島大会
(リーガロイヤルホテル広島於)

(4) 全国専務理事等研修会

2月15日、東京日本橋中央ビルにおいて全国暴追センターが主催する「第23年度全国暴追センター専務理事等研修会」に参加し、研修テーマについて意見発表を行った。

8 その他

- (1) 平成23年12月26日、京都府警察・京都弁護士会・京都府暴力追放運動推進センターの各関係機関関係者が、暴力団等からの不当な行為による被害を受け、またはおそれのある者からの相談等を受けた場合等において、三者間の適切な連携を図るため「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（三者協定）」を締結した。

- (2) 公益法人制度改革に伴う関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき当暴迫センターは、平成22年12月24日、公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとしてスタートした。これに伴い当センターの規程集の整備作成した。